

春日部市市営住宅条例の一部を改正する条例

春日部市市営住宅条例（平成17年条例第142号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項（以下「改正前の項」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の項を当該改正後の項とする。
- (2) 次の表中、改正後の項に対応する改正前の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の項を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（家賃額の決定）</p> <p>第12条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第2項の規定により認定された<u>入居権利者の収入</u>（同条第3項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第14条第1号、第25条第1項、第27条第1項及び第28条第1項において同じ。）及び当該市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で令第2条に規定する方法により、規則で定める。ただし、次条第1項の規定による収入の申告がない場合において、第32条第1項の規定による<u>報告の請求</u>を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居権利者が、その請求に応じないときは、当該市営住宅の<u>家賃は</u>、近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2 市長は、市営住宅の入居権利者（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者その他の公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第8条各号に掲げる者に該当する者に限る。以下この項、第27条第2項及び第30条第2項において同じ。）が次条第1項に規定する収入の申告をすること及び第32条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、前項の規定にかかわらず、市営住宅の入居権利者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第2条で定めるところにより、第32条第1項の規定による書類の閲覧の請求その他の</p>	<p style="text-align: center;">（家賃額の決定）</p> <p>第12条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第2項の規定により認定された<u>収入</u>（同条第3項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第14条第1号、第25条第1項、第27条第1項及び第28条第1項において同じ。）及び当該市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で令第2条に規定する方法により規則で定める。ただし、次条第1項の規定による収入の申告がない場合において、第32条第1項の規定による<u>請求</u>を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居権利者が、その請求に応じないときは、当該市営住宅の<u>家賃は</u>近傍同種の住宅の家賃とする。</p>

公営住宅法施行規則第9条に規定する方法により把握した市営住宅の入居権利者の収入（第27条第2項及び第30条第2項において「市長が把握した入居権利者の収入」という。）及び当該市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

（家賃の納付）

第15条 家賃は、第10条第1項の規定により指定された入居可能日から市営住宅を明け渡した日（第29条第1項又は第33条第1項の規定により明渡しを請求した場合はその明渡し期限の日又は明渡しをした日のいずれか早い日、第37条第1項の規定により明渡しを請求した場合はその請求日）まで徴収する。

（収入超過者等の家賃）

第27条 収入超過者が当該市営住宅に引き続き入居しているときは、当該市営住宅の毎月の家賃は、第12条第1項の規定にかかわらず、毎年度、第13条第2項の規定により認定された当該収入超過者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法により、規則で定める。

2 市長は、引き続き3年以上市営住宅に入居している市営住宅の入居権利者について、第13条第1項に規定する収入の申告をすること及び第32条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認める場合であって、市長が把握した入居権利者の収入の額が第6条第1項第2号ア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに掲げる金額を超え、当該市営住宅に引き続き入居しているときは、第12条第2項及び前項の規定にかかわらず、市営住宅の入居権利者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第8条第3項において準用する同条第2項で定めるところにより、市長が把握した入居権利者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

3 第14条（第1号を除く。）及び第15条の規定は、前2項に規定する家賃について準用する。

（高額所得者等の家賃等）

第30条

2 引き続き5年以上市営住宅に入居している市営住宅の入居権利者について、第13条第1項に規定する収入の申告をすること及び第32条第1

（家賃の納付）

第15条 家賃は、第10条第3項の規定により通知した入居日から市営住宅を明け渡した日（第29条第1項又は第33条第1項の規定により明渡しを請求した場合はその明渡し期限の日又は明渡しをした日のいずれか早い日、第37条第1項の規定により明渡しを請求した場合はその請求日）まで徴収する。

（収入超過者の家賃）

第27条 収入超過者が当該市営住宅に引き続き入居しているときは、当該市営住宅の毎月の家賃は、第12条第1項の規定にかかわらず、毎年度、第13条第2項の規定により認定された当該収入超過者の収入を勘案し、かつ近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法により、規則で定める。

2 第14条（第1号を除く。）及び第15条の規定は、前項に規定する家賃について準用する。

（高額所得者の家賃等）

第30条

項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認める場合であって、市長が把握した入居権利者の収入の額が最近2年間引き続き令第9条第1項に規定する金額を超え、当該市営住宅に引き続き入居しているときは、当該市営住宅の毎月の家賃は、第12条第2項、第27条第2項及び前項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。

3 (略)

4 第14条(第1号を除く。)及び第15条の規定は、第1項若しくは第2項に規定する家賃又は前項に規定する金銭について準用する。

(期間の通算)

第31条 法第24条第1項の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者が他の市営住宅に入居した場合における第25条、第27条第2項、第28条及び第30条第2項の規定の適用については、その者が市営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止により明け渡すべき市営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の市営住宅に入居している期間に通算する。

2 第34条の規定による入居の申込みをした者が市営住宅建替事業により新たに整備された市営住宅に入居した場合における第25条、第27条第2項、第28条及び第30条第2項の規定の適用については、その者が当該市営住宅建替事業により除却すべき市営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された市営住宅に入居している期間に通算する。

(収入状況の報告の請求等)

第32条 市長は、第12条第1項若しくは第2項若しくは第27条第1項若しくは第2項の規定による家賃の決定、第14条(第27条第3項又は第30条第4項)において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第16条第1項後段の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第26条の規定によるあっせん等、第34条の規定による市営住宅の入居の措置又は第43条第5項の規定による駐車場の使用料の減免若しくは徴収の猶予に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、取引先その

2 (略)

3 第14条(第1号を除く。)及び第15条の規定は、第1項に規定する家賃又は前項に規定する金銭について準用する。

(期間の通算)

第31条 法第25条第1項の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者が他の市営住宅に入居した場合における第25条及び第28条の規定の適用については、その者が市営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止により明け渡すべき市営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の市営住宅に入居している期間に通算する。

2 第34条の規定による入居の申込みをした者が市営住宅建替事業により新たに整備された市営住宅に入居した場合における第25条及び第28条の規定の適用については、その者が当該市営住宅建替事業により除却すべき市営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された市営住宅に入居している期間に通算する。

(収入状況の報告の請求等)

第32条 市長は、第12条第1項若しくは第27条第1項の規定による家賃の決定、第14条(第27条第2項又は第30条第3項)において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第16条第1項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第26条の規定によるあっせん等、第34条の規定による市営住宅の入居の措置又は第43条第5項の規定による駐車場の使用料の減免若しくは徴収の猶予に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必

他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

(建替事業等に係る家賃の特例)

第35条 市長は、法第40条第1項の規定により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合又は法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第12条第1項若しくは第2項、第27条第1項若しくは第2項又は第30条第1項若しくは第2項の規定にかかわらず、令第12条に規定する方法により、当該入居者の家賃を減額するものとする。

要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

(建替事業等に係る家賃の特例)

第35条 市長は、法第40条第1項の規定により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合又は法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第12条第1項、第27条第1項又は第30条第1項の規定にかかわらず、令第11条に規定する方法により、当該入居者の家賃を減額するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成30年3月31日までの間における改正後の第12条第2項の規定の適用については、同項中「第5条の2第1項」とあるのは、「第5条の2」とする。